

## 付 議 第 1 号

### 県立中学校において使用する教科用図書の採択に関する議案

高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第13号に基づき、県立中学校において平成22年度以降に使用する教科用図書の採択について、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（13）県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択を行うこと

教科用図書採択一覧表(国語、社会地理的分野)

| 教科  | 種目    | 番号  | 発行者  | 書名                             | 学校の希望 |    |     | メモ欄 | 採択結果 |    |     |
|-----|-------|-----|------|--------------------------------|-------|----|-----|-----|------|----|-----|
|     |       |     |      |                                | 中村    | 安芸 | 高知南 |     | 中村   | 安芸 | 高知南 |
| 国語  | 国語    | 2   | 東書   | 新編 新しい国語                       |       |    |     |     |      |    |     |
|     |       | 11  | 学図   | 中学校国語                          |       |    |     |     |      |    |     |
|     |       | 15  | 三省堂  | 現代の国語                          |       | ○  |     |     |      |    |     |
|     |       | 17  | 教出   | 伝え合う言葉 中学国語                    | ○     |    | ○   |     |      |    |     |
|     |       | 38  | 光村   | 国語                             |       |    |     |     |      |    |     |
|     | 書写    | 2   | 東書   | 新編 新しい書写                       |       |    |     |     |      |    |     |
|     |       | 11  | 学図   | 中学校書写                          |       | ○  |     |     |      |    |     |
|     |       | 15  | 三省堂  | 現代の書写                          |       |    |     |     |      |    |     |
|     |       | 17  | 教出   | 中学書写                           |       |    |     |     |      |    |     |
|     |       | 38  | 光村   | 中学書写                           |       |    | ○   |     |      |    |     |
| 116 |       | 日文  | 中学書写 | ○                              |       |    |     |     |      |    |     |
| 社会  | 地理的分野 | 2   | 東書   | 新編 新しい社会 地理                    | ○     |    |     |     |      |    |     |
|     |       | 17  | 教出   | 中学社会 地理 地域に<br>まなぶ             |       |    | ○   |     |      |    |     |
|     |       | 46  | 帝国   | 社会科 中学生の地理<br>世界のなかの日本 初訂<br>版 |       | ○  |     |     |      |    |     |
|     |       | 116 | 日文   | 中学社会 地理的分野                     |       |    |     |     |      |    |     |
|     |       | 116 | 日文   | 中学生の社会科 地理<br>世界と日本の国土         |       |    |     |     |      |    |     |
|     |       | 222 | 日新   | わたしたちの中学社会<br>地理的分野            |       |    |     |     |      |    |     |

教科用図書採択一覧表(社会歴史的分野・公民的分野・地図)

| 教科    | 種目    | 番号  | 発行者             | 書名                         | 学校の希望 |    |     | メモ欄 | 採択結果 |    |     |
|-------|-------|-----|-----------------|----------------------------|-------|----|-----|-----|------|----|-----|
|       |       |     |                 |                            | 中村    | 安芸 | 高知南 |     | 中村   | 安芸 | 高知南 |
| 歴史的分野 |       | 2   | 東書              | 新編 新しい社会 歴史                | ○     | ○  |     |     |      |    |     |
|       |       | 17  | 教出              | 中学社会 歴史 未来をみつめて            |       |    | ○   |     |      |    |     |
|       |       | 35  | 清水              | 新中学校 歴史 改訂版 日本の歴史と世界       |       |    |     |     |      |    |     |
|       |       | 46  | 帝国              | 社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き 初訂版 |       |    |     |     |      |    |     |
|       |       | 116 | 日文              | 中学社会 歴史的分野                 |       |    |     |     |      |    |     |
|       |       | 116 | 日分              | 中学生の社会科 歴史 日本の歩みと世界        |       |    |     |     |      |    |     |
|       |       | 215 | 扶桑社             | 中学社会 改訂版 新しい歴史教科書          |       |    |     |     |      |    |     |
|       |       | 222 | 日新              | わたしたちの中学社会 歴史的分野           |       |    |     |     |      |    |     |
|       |       | 225 | 自由社             | 新編 新しい歴史教科書                |       |    |     |     |      |    |     |
| 社会    | 公民的分野 | 2   | 東書              | 新編 新しい社会 公民                | ○     | ○  | ○   |     |      |    |     |
|       |       | 17  | 教出              | 中学社会 公民 とともに生きる            |       |    |     |     |      |    |     |
|       |       | 35  | 清水              | 新中学校 公民 改訂版 日本の社会と世界       |       |    |     |     |      |    |     |
|       |       | 46  | 帝国              | 社会科 中学生の公民 地球市民をめざして 初訂版   |       |    |     |     |      |    |     |
|       |       | 116 | 日文              | 中学社会 公民的分野                 |       |    |     |     |      |    |     |
|       |       | 116 | 日分              | 中学生の社会科 公民 現代の社会           |       |    |     |     |      |    |     |
|       |       | 215 | 扶桑社             | 中学社会 新訂版 新しい公民教科書          |       |    |     |     |      |    |     |
|       |       | 222 | 日新              | わたしたちの中学社会 公民的分野           |       |    |     |     |      |    |     |
| 地図    |       | 2   | 東書              | 新編 新しい社会科地図                |       |    |     |     |      |    |     |
|       | 46    | 帝国  | 新編 中学校社会科地図 新訂版 | ○                          | ○     | ○  |     |     |      |    |     |

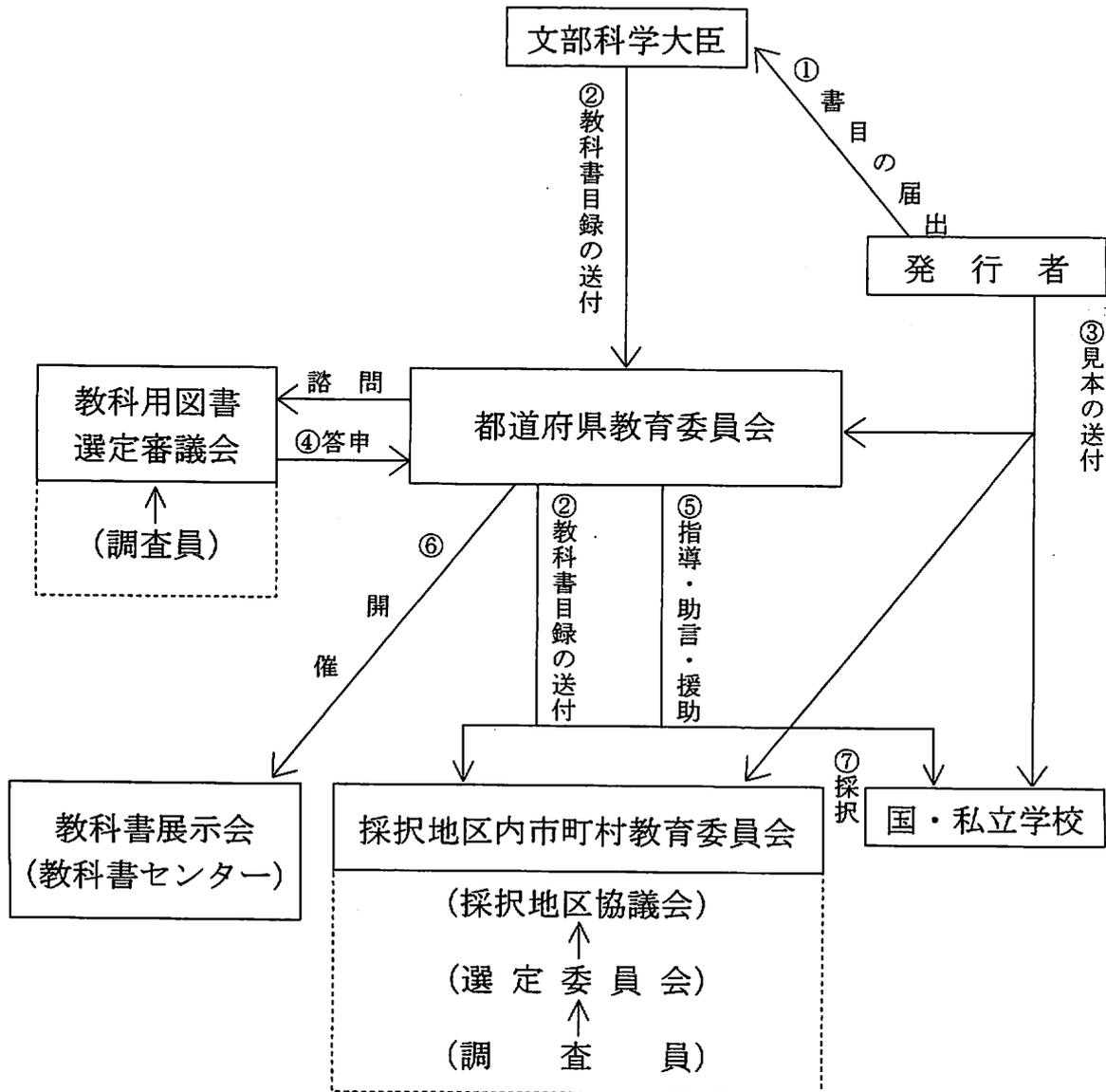
教科用図書採択一覧表(数学、理科)

| 教科 | 種目   | 番号  | 発行者 | 書名                    | 学校の希望 |    |     | メモ欄 | 採択結果 |    |     |
|----|------|-----|-----|-----------------------|-------|----|-----|-----|------|----|-----|
|    |      |     |     |                       | 中村    | 安芸 | 高知南 |     | 中村   | 安芸 | 高知南 |
| 数学 | 数学   | 2   | 東書  | 新編 新しい数学              | ○     |    |     |     |      |    |     |
|    |      | 4   | 大日本 | 新版 中学校数学              |       |    |     |     |      |    |     |
|    |      | 11  | 学図  | 中学校数学                 |       |    |     |     |      |    |     |
|    |      | 17  | 教出  | 中学数学                  |       |    |     |     |      |    |     |
|    |      | 61  | 啓林館 | 未来へひろがる 数学            |       |    |     |     |      |    |     |
|    |      | 61  | 啓林館 | 楽しさひろがる 数学            |       | ○  |     |     |      |    |     |
|    |      | 116 | 日文  | 中学数学                  |       |    | ○   |     |      |    |     |
| 理科 | 第一分野 | 2   | 東書  | 新編 新しい科学 1分野          | ○     |    | ○   |     |      |    |     |
|    |      | 4   | 大日本 | 新版 中学校理科 1分野          |       | ○  |     |     |      |    |     |
|    |      | 11  | 学図  | 中学校科学 1分野 物質とエネルギー編   |       |    |     |     |      |    |     |
|    |      | 17  | 教出  | 理科1分野 実験から自然のしくみを見つける |       |    |     |     |      |    |     |
|    |      | 61  | 啓林館 | 未来へひろがるサイエンス 第1分野     |       |    |     |     |      |    |     |
|    | 第二分野 | 2   | 東書  | 新編 新しい科学 2分野          | ○     |    | ○   |     |      |    |     |
|    |      | 4   | 大日本 | 新版 中学校理科 2分野          |       | ○  |     |     |      |    |     |
|    |      | 11  | 学図  | 中学校科学 2分野 生命と地球編      |       |    |     |     |      |    |     |
|    |      | 17  | 教出  | 理科2分野 観察から自然のしくみを見つける |       |    |     |     |      |    |     |
|    |      | 61  | 啓林館 | 未来へひろがるサイエンス 第2分野     |       |    |     |     |      |    |     |

教科用図書採択一覧表(音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語)

| 教科    | 種目   | 番号  | 発行者 | 書名                                   | 学校の希望 |    |     | メモ欄 | 採択結果 |    |     |
|-------|------|-----|-----|--------------------------------------|-------|----|-----|-----|------|----|-----|
|       |      |     |     |                                      | 中村    | 安芸 | 高知南 |     | 中村   | 安芸 | 高知南 |
| 音楽    | 一般   | 17  | 教出  | 中学音楽 音楽のおくりもの                        |       |    |     |     |      |    |     |
|       |      | 27  | 教芸  | 中学生の音楽                               | ○     | ○  | ○   |     |      |    |     |
|       | 器楽合奏 | 17  | 教出  | 中学器楽 音楽のおくりもの                        |       |    |     |     |      |    |     |
|       |      | 27  | 教芸  | 中学生の器楽                               | ○     | ○  | ○   |     |      |    |     |
| 美術    | 美術   | 9   | 開隆堂 | 美術                                   | ○     |    |     |     |      |    |     |
|       |      | 38  | 光村  | 美術                                   |       |    |     |     |      |    |     |
|       |      | 116 | 日文  | 美術                                   |       | ○  | ○   |     |      |    |     |
| 保健体育  | 保健体育 | 2   | 東書  | 新編 新しい保健体育                           |       |    |     |     |      |    |     |
|       |      | 4   | 大日本 | 新版 中学校保健体育                           |       |    |     |     |      |    |     |
|       |      | 224 | 学研  | 新・中学保健体育                             | ○     | ○  | ○   |     |      |    |     |
| 技術・家庭 | 技術分野 | 2   | 東書  | 新編 新しい技術・家庭技術分野                      |       | ○  |     |     |      |    |     |
|       |      | 9   | 開隆堂 | 技術・家庭 技術分野                           | ○     |    | ○   |     |      |    |     |
|       | 家庭分野 | 2   | 東書  | 新編 新しい技術・家庭家庭分野                      |       | ○  |     |     |      |    |     |
|       |      | 9   | 開隆堂 | 技術・家庭 家庭分野                           | ○     |    | ○   |     |      |    |     |
| 英語    | 英語   | 2   | 東書  | NEW HORIZON English Course           |       |    | ○   |     |      |    |     |
|       |      | 9   | 開隆堂 | SUNSHINE ENGLISH COURSE              | ○     |    |     |     |      |    |     |
|       |      | 11  | 学図  | TOTAL ENGLISH                        |       |    |     |     |      |    |     |
|       |      | 15  | 三省堂 | NEW CROWN ENGLISH SERIES New Edition |       | ○  |     |     |      |    |     |
|       |      | 17  | 教出  | ONE WORLD English Course             |       |    |     |     |      |    |     |
|       |      | 38  | 光村  | COLUMBUS 21 ENGLISH COURSE           |       |    |     |     |      |    |     |

図3 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



**主な根拠法令**

・採択の権限

地教行法第23条第6号

発行法第7条第1項

・採択の方法等、採択の時期

地教行法第48条

無償措置法第10条、第11条、第13条、第14条、第16条、第17条

無償措置法施行令第8条～第11条、第13条、第14条

発行法第4条、第5条、第6条

## 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

昭和三十八年十二月二十一日法律第百八十二号 (抜粋)

最終改正：平成一九年六月二七日法律第九六号

### 第三章 採択

#### (都道府県の教育委員会の任務)

**第十条** 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

#### (教科用図書選定審議会)

**第十一条** 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、二十人以内において条例で定める人数の委員で組織する。

#### (採択地区)

**第十二条** 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

#### (教科用図書の採択)

**第十三条** 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

- 2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

- 3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。
- 4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
- 5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

#### **（同一教科用図書を採択する期間）**

**第十四条** 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

#### **（政令への委任）**

**第十七条** この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

## 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

昭和三十九年二月三日政令第十四号

(抜粋)

最終改正：平成一九年一二月一二日政令第三六三号

### (教科用図書選定審議会の設置期間)

**第八条** 教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、四月一日から八月三十一日までとする。

### (選定審議会の所掌事務)

**第九条** 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

- 一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項
- 二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

### (選定審議会の委員)

**第十条** 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね三分の一になるようにしなければならない。

- 一 義務教育諸学校の校長及び教員
  - 二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員
  - 三 教育に関し学識経験を有する者
- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

### (教育委員会規則への委任)

**第十一条** 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

### (採択地区の設定の特例)

**第十二条** =省略=

### (採択の時期)

**第十三条** 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。

- 2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、すみやかに教科用図書の採択を行わなければならない。

## 高知県教科用図書選定審議会の委員の定数等に関する条例

昭和 39 年 3 月 28 日

条例第 17 号

高知県教科用図書選定審議会の委員の定数等に関する条例をここに公布する。

高知県教科用図書選定審議会の委員の定数等に関する 条例

### (委員の定数)

**第 1 条** 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）

第 11 条第 2 項の規定による高知県教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）の委員の定数は、20 人とする。

### (専門調査員)

**第 2 条** 審議会に、教科用図書の採択に関する専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

付 則

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

## 高知県教科用図書選定審議会規則

昭和 39 年 6 月 1 日  
教育委員会規則第 4 号

改正 昭和 52 年 3 月 29 日教育委員会規則第 5 号

平成 15 年 7 月 8 日教育委員会規則第 5 号

高知県教科用図書選定審議会規則をここに公布する。

高知県教科用図書選定審議会規則

### (設置)

**第 1 条** 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、市町村教育委員会等の行なう採択に関する事務についての指導助言に関する事項等について調査審議し、及びこれらに関し建議するため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、高知県教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (委員)

**第 2 条** 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 義務教育諸学校の校長及び教員 7 人
- (2) 県及び市町村の教育委員会の教育長及び事務局職員 8 人
- (3) 教育に関し学識経験を有する者 5 人

### (任期)

**第 3 条** 委員の任期は、毎年 4 月 1 日から 8 月 31 日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は、妨げない。

### (専門調査員)

**第 4 条** 審議会に、教科用図書の採択に関する専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くものとする。

2 専門調査員は、教科用図書及び教科用図書以外の図書について専門の知識を有する者及び関係行政機関の職員のうちから審議会の推薦に基づいて教育委員会が任命する。

- 3 専門調査員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、その職を失う。

### **(会長及び副会長)**

**第5条** 審議会に、会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### **(会議)**

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### **(その他)**

**第7条** この規則に定めるもののほか審議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

(他の規則の廃止)

- 2 高知県教育委員会教科用図書採択審議会規程(昭和24年高知県教育委員会規則第3号)は、廃止する。

附 則(昭和52年3月29日教育委員会規則第5号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(平成15年7月8日教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

県立中学校において平成22年度以降に使用する教科用図書の採択について

1 県立中学校における教科書採択の権限

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱に関すること。



・都道府県立学校については、都道府県教育委員会が採択の権限を有する。

2 選定審議会の役割

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抜粋）

（教科用図書の採択）

第13条

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行うものとする。



・県教育委員会は、選定審議会に選定資料の作成について諮問し、答申された選定資料を教科用図書の採択の際の参考とする。

3 併設型中高一貫校における教科書採択の特例

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抜粋）

（教科用図書の採択）

第13条

3 公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前2項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

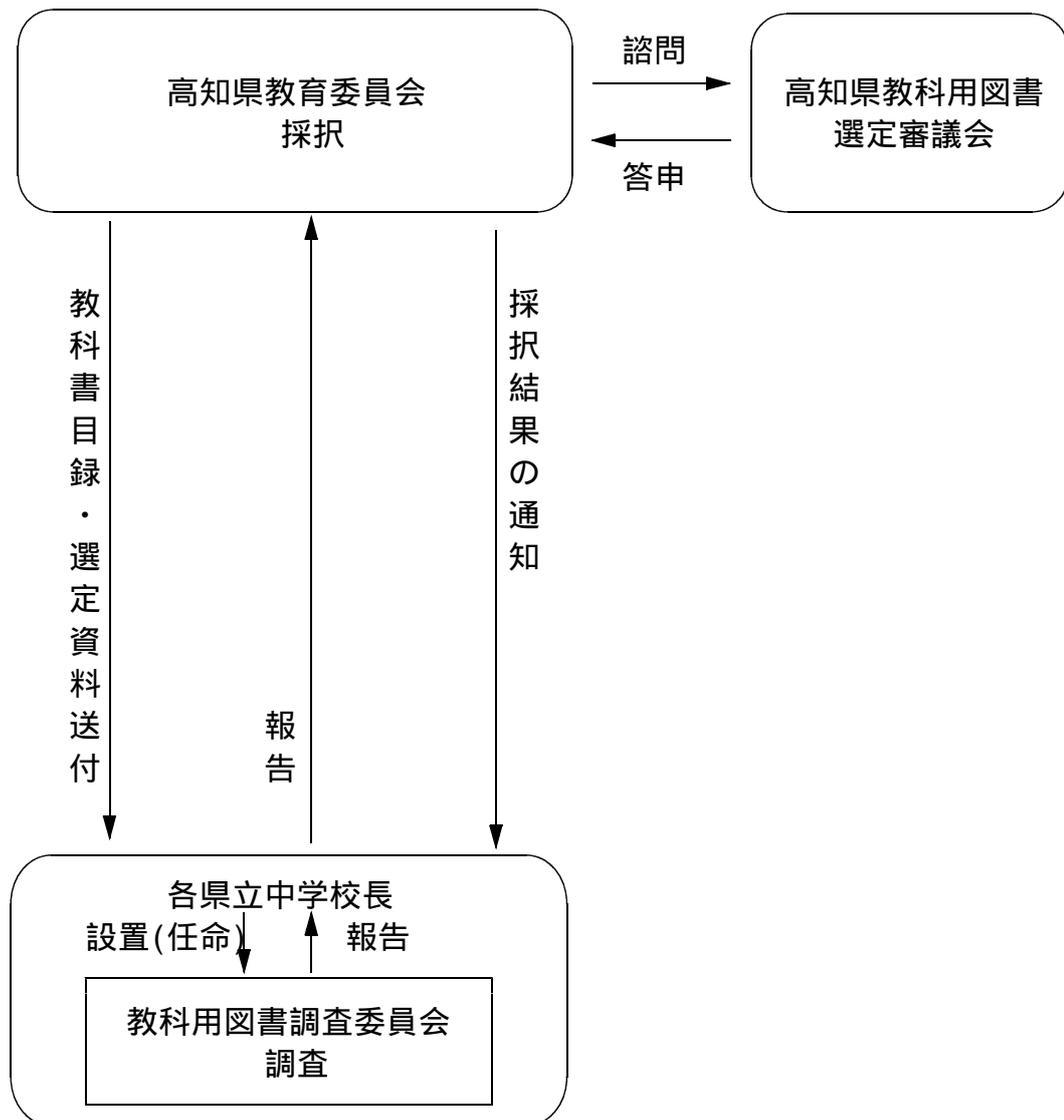


・本県の県立中学校に関しては、採択地区などによることなく、学校ごとに県教育委員会の責任と権限において採択することができる。

4 県立中学校の教科書採択の年度スケジュール

- 平成 1 1 年度 教科書編集
- 平成 1 2 年度 教科書検定
- 平成 1 3 年度 教科書採択・供給
- 平成 1 4 年度 使用開始（平成 1 7 年度まで使用）
- 平成 1 5 年度 教科書編集
- 平成 1 6 年度 教科書検定
- 平成 1 7 年度 教科書採択・供給
- 平成 1 8 年度 使用開始（平成 2 1 年度まで使用予定）
- 平成 1 9 年度 教科書編集
- 平成 2 0 年度 教科書検定
- 平成 2 1 年度 教科書採択・供給予定
- 平成 2 2 年度 使用開始予定（平成 2 3 年度まで使用予定）教科書検定
- 平成 2 3 年度 教科書採択・供給（新学習指導要領に基づく）
- 平成 2 4 年度 使用開始予定

5 県立中学校教科書の採択の仕組み



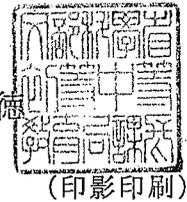
平成22年度使用中学校教科用図書採択に係る外部からの申入等(8/10現在)

| 番号 | 文書題名                       | 発信者           | 発信日  | あて名        | 着信日 | 趣旨・依頼事項等  |
|----|----------------------------|---------------|------|------------|-----|---|
| 1  | 2010年使用の中学校歴史教科書採択に関する要望書  | 世界NGO歴史フォーラム  | 6/10 | 教育長<br>委員長 | 同   | 歴史を歪曲した「自由社」及び「扶桑社」の教科書を採択しないよう強く願う。                  |
| 2  | 歪曲された中学校の歴史教科書の不採択に関する要望書  | 興士団           | 7/9  | 委員長        | 同   | 歪曲された歴史教科書を採択しないように願います。                              |
| 3  | 2010年使用の中学校歴史教科書採択に関する要望書  | 平澤・愛媛市民団体交流会  | 7/20 | 委員長        | 同   | 平和の視点に基づく公正な選択と、歴史を歪曲した「自由社」及び「扶桑社」の教科書を採択しないことを強く願う。 |
| 4  | 2010年使用の中学校歴史教科書の採択に関する要望書 | アジアの平和と歴史教育連帯 | 7/21 | 委員長        | 同   | 平和の視点に基づく公正な選択と、歴史を歪曲した「自由社」及び「扶桑社」の教科書を採択しないことを強く願う。 |
| 5  |                            |               |      |            |     |   |

21初教科第6号  
平成21年4月15日

各都道府県教育委員会  
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局  
教科書課長 伯井美徳



平成22年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

平成21年度における教科書採択の事務処理については、平成21年4月15日付け21文科初第6064号「平成22年度使用教科書の採択について（通知）」により文部科学省初等中等教育局長から通知したところでありますが、更に下記事項に十分留意され、採択関係者に徹底されるとともに、域内の市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03(5253)4111 内線 2576

## 記

### 1 中学校用教科書について

教科用図書選定審議会の開催などは法令によって行わなければならないものとされていること。

なお、平成22年度使用中学校用教科書のうち、社会（歴史的分野）以外に新たに文部科学大臣の検定を経たものがないことにかんがみ、社会（歴史的分野）以外の種目については、採択権者がそれぞれの地域の生徒にとって最も適した教科書を採択する責任を果たしつつ、その手続の一部を簡略化することも可能であること。

### 2 高等学校用教科書について

高等学校の現行の学習指導要領（平成11年文部省告示第58号。以下「平成11年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（平成22年度使用）」の第1部に掲載されている教科書のうちから採択すること。

従来学習指導要領（平成元年文部省告示第26号。以下「平成元年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に掲載されている教科書のうちから採択すること。

### 3 一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の採択について

(1) 学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）並びに学校教育法附則第9条の規定による高等学校における教科用図書（以下「一般図書（高等学校用）」という。）の採択に当たっては、採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択すること。

(2) なお、義務教育諸学校における一般図書（特別支援学校・学級用）の採択に当たっては、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。さらに、これら以外の図書を採択する場合には、特に下記の①～⑥までの事項に留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発行者の所在地等についても配慮しておくこと（特に、発行者が企業等の法人であるか個人であるかに関わらず、平成21年度中に供給可能であるかどうかを十分確認しておくこと。）。

- ① 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- ② 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。
- ③ 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。
- ④ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択するようにし、ビデ

オテープ、CD、ジグソーパズル型、切り絵工作型など図書としての体裁をなしていないものは採択しないこと。

⑤ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

⑥ 予算上後期用を予定していないので分冊本は採択しないこと。ただし、検定済教科書と同一内容の文字等を拡大したいいわゆる「拡大教科書」については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できること。

また、「拡大教科書」については、全分冊が一括供給されず分割して供給される場合にあっても、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能な図書については採択できること。

(3) 都道府県教育委員会は、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の展示会を開催することができるが、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の見本は、発行の状況や価格等を考慮しつつ、都道府県教育委員会が購入することが望ましいこと。

なお、展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の発行者は、その展示会に図書見本を出品することができ、また、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の発行者の依頼を受けた者は展示会に一括して図書見本を出品することができること。

#### 4 教科書見本の送付について

(1) 小学校用教科書見本について

平成21年度は小学校用教科書については、前年度と同一の教科書を採択することとなるため、見本は送付されないこと。

(2) 中学校用教科書見本について

中学校用教科書見本の送付部数限度は平成21年4月15日付け21文科初第6063号「教科書の採択に関する宣伝行為等について（通知）」において教科書発行者に対して下表の指導がなされていること。

なお、教員に対する献本は厳に禁止されているので、留意すること。

[表]

| 送付先       | 送付部数                               |
|-----------|------------------------------------|
| 都道府県教育委員会 | 各 15部                              |
| 指定都市教育委員会 | 各 6部                               |
| 市町村教育委員会  | 各 5部                               |
| 採択地区      | 各（構成市郡数+4）部<br>（指定都市の採択地区については各3部） |
| 国・私立学校    | 各 1部                               |
| 教科書センター   | 各 2部                               |

(注) 平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）が改正され、各教育委員会が教育委員の数を弾力化できるようになったことに伴い、各教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

送付時期については、採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第、速やかに送付することとされており、4月末日（教科書センターについては5月末日）が期限とされていること。ただし、社会については5月中旬を期限とすること。

(3) 高等学校用教科書見本について

高等学校用教科書見本については、新たに検定を経た教科書の見本に限り、都道府県教育委員会、高等学校を設置する市町村教育委員会、高等学校、教科書センターに送付できることとされていること。その場合の送付先別の送付部数の限度は下表のとおりとされていること。

なお、教員に対する献本は厳に禁止されているので、留意すること。

[表]

| 送付先               | 送付部数                                 |
|-------------------|--------------------------------------|
| 都道府県教育委員会         | 各 6部<br>(但し、職業に関する教科は、各1部とすることができる。) |
| 高等学校を設置する市町村教育委員会 | 各 1部                                 |
| 高等学校              | 各 1部                                 |
| 教科書センター           | 各 1部                                 |

(注)平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)が改正され、各教育委員会が教育委員の数を弾力化できるようになったことに伴い、都道府県教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

送付時期については、採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第速やかに送付することとされており、4月末日（教科書センターについては5月末日）が期限とされていること。ただし、理科については5月中旬を期限とすること。

(4) 前年度検定本以外の教科書見本の取扱い

教科書見本については、原則として、新たに検定を経た教科書の見本に限り送付できることになっているが、災害等による教科書見本の滅失や新たな学校の設置等、特別な理由がある場合に限り、その不足分について前年度検定本以外の教科書見本を送付できることとされていること。

5 教科書展示会について

- (1) 教科書の発行に関する臨時措置法第5条による教科書展示会の開始の時期及び期間は、6月19日から14日間とする予定であるので留意すること。
- (2) 法定展示期間外であっても、教科書見本が揃い次第、教科書展示会を開催することは可能であること。
- (3) 各都道府県教育委員会においては、教科書展示会の開催時期・場所等に

ついて、教員、教育関係者はもとより保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。

#### 6 需要数の報告について

- (1) 需要数の把握に当たっては、より正確なものとなるように努めること。
- (2) 「教科書需要数集計システム」の運用開始時期等については、後日、事務連絡を送付するので留意すること。

また、平成16年度より教科書需要表等の用紙見本は送付されていないが、同システムから用紙見本が出力できるので、必要に応じて利用すること。

- (3) 平成15年度より、平成15年3月28日付け文科初第1303号で通知したとおり、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限が9月16日になったことに留意するとともに、この期限を厳守すること。

- (4) いったん採択した教科書の採択変更に伴う需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じやすいので、採択地区の設定・変更、学校及び学科の新設・廃止等によるほかは認められないこと。

なお、特別のやむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店（取次供給所）に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社（特約供給所）に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じない時期（遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月）までに速やかに行うこと。

- (5) 高等学校においては、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書と、平成元年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は異なるので、需要数報告に当たっては混同することなどのないよう十分注意すること。

また、平成11年学習指導要領では、平成元年学習指導要領に比して選択履修の科目が増加しているので、需要数報告に当たっては、生徒の履修科目を十分に把握し、正確な需要数の報告を行うこと。

#### 7 教科書センターについて

教科書センターについては、平成元年4月6日付け文初教第142号初等中等教育局長通知により、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて小・中・高等学校用教科書のうちいずれかを新たに展示することとなった場合若しくはいずれかの展示を止めた場合には、その旨を文部科学省に報告することとされていること。

#### 8 市町村合併の際の事務処理について

市町村合併の際には、新たな教科書の採択や需要数変更の報告など、合併に伴う事務処理が生ずる場合があることから、都道府県教育委員会は、時間的に十分な余裕をもって、教科書課に相談し、事務処理に遺漏のないようにすること。